

京 都 大 学 に お け る 法 人 文 書 の 管 理 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(総括文書管理者)</p> <p>第10条 本学に、法人文書の管理を円滑に行うため、総括文書管理者を置き、総務担当の理事をもって充てる。</p> <p>2 総括文書管理者は、次の各号に掲げる業務その他の本学における法人文書(京都大学における個人情報の保護に関する規程(平成17年達示第1号)第2条第2項に規定する保有個人情報が記録されているものを除く。)の管理に関する事務を総括する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(総括文書管理者)</p> <p>第10条 (同 左)</p> <p>2 総括文書管理者は、次の各号に掲げる業務その他の本学における法人文書(京都大学における個人情報の保護に関する規程(平成17年達示第1号)第2条第2項に規定する保有個人情報及び<u>京都大学における個人番号及び特定個人情報の保護に関する規程(平成27年達示第49号)第2条第5項に規定する保有特定個人情報</u>が記録されているものを除く。)の管理に関する事務を総括する。</p> <p>(1)～(5) (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成27年10月1日から施行する。</p>